

岡山理科大学学生納付金規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学学生納付金の納入については、岡山理科大学学則（以下「学則」という。）及び岡山理科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、岡山理科大学学生納付金規程（以下「本規程」という。）の定めるところによる。

(納付金)

第2条 学部生の学生納付金は、学則第41条、第42条、第47条及び第64条に定めるところによる。

- 2 学則第42条の規定による演習及び実習などに要する費用については、別に定める。
- 3 大学院生の学生納付金は、大学院学則第26条及び第28条に定めるところによる。

(納入期日)

第3条 学生納付金は、春学期及び秋学期の2期に分けて納入するものとする。

- 2 2年次以降の学生については、春学期納付金（入学金を除く。）を4月27日、秋学期納付金を9月27日までに納入しなければならない。

(入学年次)

第4条 入学手続時において、春入学希望者は入学金及び入学年次の春学期納付金を、秋入学希望者は入学金及び入学年次の秋学期納付金を納入しなければならない。納入期日は別に定める。ただし、専攻科入学希望者のうち、岡山理科大学を卒業した者については、入学金を免除する。

- 2 入学年次の春入学者の秋学期納付金（授業料、実験実習費及び施設設備費）は9月27日までに、秋入学者の春学期納付金（授業料、実験実習費及び施設設備費）は4月27日までに納入しなければならない。

(分納)

第5条 特別の事情により次に定める分納を希望する者は、納期前に所定の様式による分納許可願を学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 学長は、学生又は保証人が次の各号のいずれかに該当する場合、その該当する事実に基づいて、その納付金を一時に納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づいて、学期末までの期間を限り、分納を許可することができる。また、その金額を適宜分割して納付することができる。

- (1) 学生又は保証人が震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあい、著しく資力を喪失したとき。
- (2) 学生若しくは保証人又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気又は負傷によりばく大な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。
- (3) 保証人が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。
- (4) 前3号のいずれかに類する事由により、学長がやむをえないと認めたとき。

3 学長は、前項の基準により分納を許可した場合において、その期間内に納付することができない理由があると認めたときは、学生又は保証人の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、前項の規定により分納を認めた期間を合せて、学期末を超えないものとする。

4 分納許可は、分納しようとする金額を確実に納付する誠意があると認められた者に限る。万一許可の分納期限を遅延したときは、以後の分納は認めないものとする。

(再入学)

第6条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の入学金を除く授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

(休学)

第7条 学則第44条の規定による休学者の納付金は、授業料（在籍料）を休学期間に応じ以下のとおり納入しなければならない。ただし、休学期間は、月の15日を経過した場合1か月とみなす。

休学期間 授業料（在籍料）

3～6箇月 60,000円

7～12箇月 120,000円

なお、春学期もしくは秋学期を休学する場合は、半期とみなし60,000円を納入しなければならない。

2 休学期間中は、実験実習費及び施設設備費を徴収しない。

(修業年限超過)

第8条 学部の修業年限を超えた者については、実験実習費の半額及び施設設備費の半額を免除する。

2 修士課程の標準修業年限を超えた者については、実験実習費及び施設設備費を免除する。

3 博士課程（後期）の標準修業年限を超えた者については、授業料を免除する。

(納付金未納者)

第9条 第3条に定める納入期日を過ぎても納付金を納入しない者に対して督促を行う。

2 学則第6条及び大学院学則第7条に定める学期末までにその期の納付金を納入していない者については、翌期の履修を認めない。

3 学期末までにその期の納付金が納入されていない者は、学則第40条第2号の規定により学長が除籍を決定する。

4 第2項及び第3項の定めにかかわらず、留学生別科の学生については、岡山理科大学留学生別科規程第23条及び第26条に定められている期日までに納付金が納入されていない者は、岡山理科大学留学生別科規程第21条第2号の規定により学長が除籍を決定する。

(学生納付金の返還)

第10条 学則第47条及び大学院学則第28条に定めるとおり、既納の納付金は一切返さない。

ただし、特別な事情が生じた場合に限り、理事長の承認を得て、離籍した日付の翌月からの学生納付金を返還することができる。

(特待生等)

第11条 入試特待生及び学業特待生の納付金は、別に定める。

(研究生)

第12条 研究生の納付金は、別に定める。

(長期履修学生)

第13条 入学時に長期履修を許可された長期履修学生の納付金の年額は、大学院学則第26条に定める納付金の年額に標準修業年限の年数を乗じた総額（以下「標準額」という。）を、長期履修期間の年数で除した額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は長期履修修業年限の中でこれを調整するものとする。）とする。

2 在学生在が長期履修を許可され、長期履修学生となった場合の納付金の年額は、標準額から既納付金額を控除した額を、当該年度以降に在学する年数で除した額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は長期履修修業年限の中でこれを調整するものとする。）とする。

3 長期履修期間の変更を許可された長期履修学生の納付金の年額は、標準額から既納付金額を控除した額を、当該年度以降に在学する年数で除した額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は長期履修修業年限の中でこれを調整するものとする。）とする。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

納付金納入規定（昭和52年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、第7条、第8条については、従前の規定による。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年12月24日から施行する。

なお、この改正規程は、在学生すべてに適用する。

附 則（令和元年12月25日第9回大学協議会）

- 1 この規程の名称は、令和2年4月1日をもって「岡山理科大学学生納付金規程」に変更する。
- 2 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 「岡山理科大学大学院学生納付金取扱規程（平成元年4月1日制定）」は、令和2年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和3年1月27日第10回大学協議会）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月31日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。